

## 税務情報

### ハイテク企業の認定に関する新しいガイドラインの公布

中国における企業所得税の法定税率は 25%ですが、国家が重点的に支援する必要のあるハイテク企業には 15%の軽減税率が適用されます。この優遇措置が適用されるハイテク企業の認定に関して、2016 年 1 月に新しい「ハイテク企業認定管理弁法」(国科発火[2016]32 号、以下「新弁法」)<sup>1</sup>が公布されたことを受けて、2016 年 6 月に新しい「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」(国科発火[2016]195 号、以下「新ガイドライン」)<sup>2</sup>が公布されました。これらはいずれも 2016 年 1 月 1 日施行とされています。

新弁法は 2008 年に公布された「ハイテク企業認定管理弁法」(国科発火[2008]172 号)を改正したものであり、これによりハイテク企業の認定条件が変更されたほか、優遇措置の適用対象となるハイテク分野の範囲も調整されました。そのほか、ハイテク企業に対する事後的な管理も強化されることとなります<sup>3</sup>。当該改正は、近年における科学技術の発展に伴い、実務において生じてきた問題に対処すること、科学技術企業(特に中小企業)に対する政策面での支援を強化すること等を主な目的にしています。

新ガイドラインは新弁法の付属文書として、新弁法の規定に基づき、ハイテク企業の認定条件や認定申請の手続、およびハイテク企業に対する管理監督等の詳細について定めています<sup>4</sup>。新ガイドラインも、2008 年公布の「ハイテク企業認定理作業ガイドライン」(国科発火[2008]362 号)に取って代わるものです。

すでにハイテク企業の資格を有し、企業所得税の優遇措置の適用を受けている企業、および今後ハイテク企業の認定申請を予定している企業は、新弁法および新ガイドラインの規定に基づき、自らがハイテク企業の認定条件を満たしているか否かを改めて評価することのほか、新たなコンプライアンス上の要求にも留意することが必要になります。

なお、新弁法に基づくハイテク企業の認定条件は以下のとおりです。

#### **ハイテク企業の認定条件**

1. 企業が認定申請時に登録して 1 年以上であること
2. 企業が自主研究開発、譲受、受贈、合併買収等の方式により、主要製品(サービス)に対して技術面でコアとなる支持効果を発揮する知的財産権の所有権を得ること
3. 企業の主要製品(サービス)に対してコアとなる支持効果を発揮する技術が「国家が重点的に支援するハイテク分野」の規定する範囲に属していること

<sup>1</sup> [http://www.most.gov.cn/tztg/201602/t20160204\\_123994.htm](http://www.most.gov.cn/tztg/201602/t20160204_123994.htm)

<sup>2</sup> [http://www.most.gov.cn/mostinfo/xinxifenlei/fgzc/gfxwj/gfxwj2016/201606/t20160629\\_126169.htm](http://www.most.gov.cn/mostinfo/xinxifenlei/fgzc/gfxwj/gfxwj2016/201606/t20160629_126169.htm)

<sup>3</sup> 新弁法の詳細については、[Tax Newsflash2016 年 2 月 24 日号/中国](#)を参照。

<sup>4</sup> 新ガイドラインの詳細については、[Tax Newsflash2016 年 7 月 1 日号/中国](#)を参照。

4. 企業の研究開発および関連の技術革新活動に従事する科学技術者が企業の当年度の従業員総数に占める割合が 10%を下回らないこと
5. 企業の直近 3 会計年度(実際の経営期間が 3 年未満の場合、実際の経営期間に基づく)の研究開発費用総額が同期間の売上高総額に占める割合が以下の要求に合致していること
  - (1) 直近 1 年間の売上高が 5,000 万元以下の企業は、その割合が 5%を下回らないこと
  - (2) 直近 1 年間の売上高が 5,000 万元超 2 億元以下の企業は、その割合が 4%を下回らないこと
  - (3) 直近 1 年間の売上高が 2 億元超の企業は、その割合が 3%を下回らないこと
6. 直近 1 年間のハイテク製品(サービス)の収入が企業の同期間の総収入に占める割合が 60%を下回らないこと
7. 企業の革新能力の評価が関連の要求を満たすこと
8. 企業で認定申請する前の 1 年間に、重大な安全、重大な品質の事故あるいは重大な環境にかかわる違法行為が発生していないこと

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited